

書評

宮下孝吉著

ヨーロッパにおける都市の成立

神戸大学教授宮下孝吉氏が福田徳三博士の研究室でドイツの都市制度の史的研究所を始めた時、勢力旺盛な博士に激励せられると、宮下氏はさぞ青年らしい興奮を感じられたことであろう。それから三十年に近い歳月が流れた。本書はこの長い期間の苦心にみちた氏の研究成果である。ドイツの学者が中世の都市の研究に熱心で、甲論乙駁ものすさまじく、学説が多岐に分れていることは、学界著名の事実である。歐洲中世の都市は封建時代における非封建的組織の發展であり、農業時代における非農業的生活の展開である。殊にヴェーバーのいわゆる「北歐型」都市なるものは、西欧人をして世界の覇者たらしめるに至つた能力の顕著な發現である。西欧の中世におけるとよく似た封建時代を有する我々

日本人の社会と文化とが、いかなる点で西洋とは全くちがつたものを有するかを理解しようと思ふ者は、日本の歴史には殆んど欠けている此の方面の歴史を詳しくしらべて、日本の場合と比較することを怠つてはなるまい。

宮下教授は中世ドイツの都市についての研究史を三期に分つ。アイヒホルン（一八一五）に始まり、アノルド、ニツチュ、マウラー、ホイスラー、ギールケー（一八七二）に至るまで、都市の一般性にかんする諸説群起の時代が第一期であり、その次の主として個別的に市誌を取扱つた時代が第二期であり、ペローの農業共同体説（一八八七）に始まり、ゾームの市場説と第一次大戦前のギルド説を経て、第一次大戦以後のドップシュ、ビレンヌ、シュタインの都市経済及び同大戦以後のヴェーバー、コエーブナー、ロエリッヒ、フランツ・バイヤーレ、プラーニッツ

の諸説が再び都市の一般性について論じた時代が第三期である。そして本書の叙述では第三期が最も詳細である。氏は諸説を説明して之を分析し、厳密に批判を加え、前後の脈絡をたどり、ドイツの学者の研究がいかに真剣

なものであるかを明かならしめる。一五一八年のアイヒホルンから一九五一年即ち一昨年のビレンヌの研究に至るまで、一三七六件に及ぶすばらしい文献目録を附したことを以て見ても、氏が此の分野を開拓するに如何に忠実な精神をもつ学徒であるかを知ることが出来る。本書の前半は以上の学説史であるが、後半はシュトラスブルグの都市とリードルフツェルというオーストリアのチロールの山間の市場とにかんする極めて詳細な個別的な研究である。ドイツの中世の都市にかんする研究として、恐らく従来まだ見ない偉大な業績であると云えるであろう。

自分は日本法制史を専攻する学徒であるから、宮下教授のこの労作に接してひとえにただ学ぶのみである。どこに本書のすぐれた特色があり、どこに教授の独創があり、更にどこになお論じて尽さないところがあるかというようなことを語る能力を、全然持ちあわせていない。だが本書を通読すると、次のような印象がわざわざ残る。それは、中世ドイツ都市の諸学説の分岐が多くは或地方の都市にかんする研究を本にして之を不当に一般化

し、所謂一斑を見て全豹を語る学者の陥り易い通弊に因つてゐること。学問の傾向が都市制度にかんする法制史的研究から始まり、それが優位を占めつつ發展したが、第一次大戦以後注意が都市経済に向けられ、社会経済史的研究に転じて来たこと。初は後世の史料にもとづいて恣なる逆推を試みていたが、ドップシュとビレンヌによつて古い史料の見直しが行われ、それ以来此の研究が刷新されるに至つたこと。学者の属するそれぞれ異つた時代の政治的社会的精神的要求に關聯して、研究の態度が動かされたのみならず、甚しきは形而上学や愛国心が作用するようなこともあつたこと。これらのことは宮下氏の如才なく其都度ごとに指摘された諸点であつて、自分の専門の方面でもたえず同じような経験をくりかえすことを思い合せつつ、その指摘に接して頗る参考になつた。それから本書の後半を占める二つの個別研究は、ドイツの中世都市の具体的実例として甚だ興味が深い。司教都市であつたシュトラスブルグについては十二世紀の末頃に編修されたと推定される百十八条から成るシュトラスブルグ市法があ

り、一〇〇〇年に新しい商人の居住地として開設されたラードルフツェルについては六箇条の市場開設文書があるので、宮下教授はそれらの文書について綿密な考証を行つた後、それらを利用して詳細に両市の成立と發展、ことに市民の地位にかんする法制的社会的な叙述を行われた。ラテン語で書かれたこれらの史料について、かくも克明に調べ上げるといふことは、並大抵の苦心ではなかつたであらう。だが此の苦心によつて「ヨーロッパにおける都市の成立」にかんする氏の研究は頗る充実したものになつてゐる。学説史だけでは勿論都市成立史の半面を語るにすぎないからである。

ヴェーバーの都市にかんする普遍的な理念は、われわれ日本史の学徒に警告して中世のドイツ都市の研究にたいし、特殊の関心を喚起せしめるのあるを覚えしめる。本書に扱われている都市は主としてヴェーバーの所謂「北歐型」都市である。それは「自治的な市民の公共団体として完成し、商工業者を中心とした市民の、個人としての誓約に基づく結合で、個人が団体として都市の行政に關与し

ている」一ところに特色があるという。之にたいては彼の所謂「東洋型」都市は「自治的な性格をもたず、団体を規制する能力のない、全くバラバラの個人の集積にすぎない」といふ(本書二五二頁)。東洋の他の國々の都市はいざ知らず、日本の固有の都市をヴェーバーの説のように、バラバラの個人の集積にすぎないと云えるか、どうかは一つの問題だらうと思う。日本の中世(ここでは日本史の通常用法でこの語を用いるが、徳川時代までも含めるならば尚更のこと)の都市は一般的には、農村共同体を本にして成立した町民の共同体であつたから、決してバラバラの個人の集積ではありえなかつたことは之を認めねばなるまい。彼等の都市のあいだに存する差異は、むしろ共同体の性格と構造との相違ではなからうかと思うが、その最も重要な差異点は、独立の自治体を構成するような自由な市民の公共団体が、彼には出来たけれども、我には出来なかつたという点にある。規模の大小や組織の粗密の別があつても、相似た封建社会の下で相似た都市が存在したことは、各所に指摘することが可能だと云えよう。そ

うした類似にもかかわらず、西欧においては封建時代の初から商人の定住が或は既存の都市に結合し、或は新に市場や都市を作り、それが発展すると商人は職人（手工業者）と団結し、いわゆる自由のための誓約団体なるものを作つて、市民としての利益を守ろうとするのは、都市の領主に対する反抗であつたが、之にたいし領主の方でも政治上経済上の理由から、商人やこのような団体にたいして附与するに種々の特権を以てし、郭壁を以てかこまれた都市の空氣は自由であるというよ

うな自由民の世界を作るに至つた自由の歴史なるものは、我が日本では見られない。他の東洋諸国にもない。この点は東西の歴史を比較する者の特に留意するを要する事実である」と云わればなるまい。

殊に市民の自由と都市の独立とが都市における司法権の獲得を中心として發展するといふが如きことは、我國ではたといその萌芽を見せた少数の町があつたとしても、到底本格的には起りえないことであつた。というのは彼等の封建制度を比較しても分ることであるが、我國では荘園や大名領地の生活が行政方

面のみを重んじ、司法権とか裁判権とかいふ方面になると頗る之を閉却し、司法制度が共同生活の中軸を構成するか、領家や地頭や大名の領主権が司法権を本にして成立するというようなことがなかつたからである。

ドイツで發達した自由市にたいして我國の中世ではいかに西欧類似の自由の觀念の成立を見るのが困難であつたかを示す最も適切な実例は、彼において自由市とよんだものに對抗しうる町の成立が、我國では樂市とか樂座とかと云つた市場の特権によつてゐることである。樂市や樂座も亦領主の権力や商工業の因襲的束縛を脱するという点ではドイツの自由市におけると同断であつたけれども、樂市という態度は道樂、極樂、氣樂、安樂などの熟語があることによつても明かなように、社会的な煩わしい關係を離れて安住の生活を望むという消極的な心理的傾向をおびてゐるのにたいして、自由という態度は外部の拘束をうけないで活動する意志の生活を求めるという積極的な心理的傾向をおびてゐるといえる。そうして此の二種の心理的傾向の相違は、勿論社会的な状況や経済的な事情がそう

させているという方面もあるが、精神的に之を作つてゐるといふか、培うてゐるといふか、底流に存する宗教的感情の影響を無視することが出来ないと思ふのである。西欧のキリスト教と日本の仏教との相違を特に注意したい。そうすると西欧の都市の自由の成立のために、上から作用した「都市の平和」の附与においても、下から作用した「自由のための誓約団体」の形成においても、それらのことからの持つ本質的な意味を理解するが為には、神道や仏教には見られない歐洲人のキリスト教思想について之を吟味し、之を日本思想と比較して考えるということが、緊要な學問的態度だといわねばなるまい。

『宮下教授は「歐洲の中世の創造した偉大なもの」は、「若い民族であつたゲルマン人がキリスト教を、而してキリスト教の媒介により、地中海地域の古代世界の貴重な文化財を習得して」此等を精練し綜合した「この綜合への力」であり、かくして作りあげられた「此種の文化財の一つが『都市』であつた」と云われる（本書三〇七—八頁）。それには全く同感を禁じえない。そしてわれわれは東

西の中世史を比較して研究することに、凡そ制度なるものはその成立の基礎に社会経済の制約をもつと同時に、その精神的本質を宗教によつて規定せられる所が多いことを見出すのである（東京創文社・七〇八頁）。

——收 健二——

George Rude; Les ouvriers parisiens dans la Révolution française (Pensec, No. 48-49, 1953, Mairoul.)

最近のフランス革命史研究の顯著な一つの傾向は、革命における民衆の役割、その意義、その性格などについての考察の進展であらう。ジョーレス、イチエーゾ、ルフェーザルなどによつて深められてきた社会経済史的研究は、今次大戦後の社会主義勢力の伸張を背景とし、労働運動史的立場よりの研究の推進——たとえは Brubat; Histoire du mouvement ouvrier français, T. 1, 1952; デュロゲマンの著作 Daniel Guérin; La lutte de classes sous la première république, 2 vols, 1946; それに對する批判をよつてフランス革命にお

書 評

ける階級闘争、階級構成、階級内の諸対立などの問題に、研究の焦点がしぼられてきた。極めて概論的で簡単なものであるが、ソブールの最近の論文 Albert Soboul; Classes and Class Struggles during the French Revolution (Science and Society Vol. X Ⅲ, No. 3, 1953) もその意味で注目される。革命史研究におけるこの傾向の問題点の一つは、モンタニエール、シマロン、サン・キュロット、もしくは民衆、プロレタリアなどとよばれるものの具体的な実体、それとブルジョワジーとの關係、それらが革命においてどう意義の解明にあつたといふよう。ここに紹介するリュードの論文も、この問題解決への一つのアプローチである。このイギリス人の革命史家については詳しくは知らないが、民衆運動についての関心が強く、最近の専門誌にも、革命初期のバリの暴動の社会的構成や、九三年二月末のバリの暴動に関する論文を発表している（“La composition sociale des insurrections parisiennes de 1789 à 1791.” “Les émeutes des 25, 26 février 1793 à Paris.” Annales historiques de la Révolution française, XXIV,

1952, XXV, 1953, “The motives of popular insurrection in Paris during the French Revolution.” Bulletin of the Institute of Historical Research, Vol XXVI, No. 73.)

40) の「フランス革命におけるバリの労働者」という、豊かな根本史料に基づく実証的な論文は、革命前夜において賃労働者はどのような点で一つの社会階級を形づくっていたか。バリにおける革命運動の過程で、どんな社会的政治的役割を演ずることができたか、の二つの課題を解決することにある。短かい序言と結論を除いて、論文は、(一)革命前夜における労働人口と (二)労働問題——これが第一の課題への解答である——を取扱つた部分と、革命におけるバリの労働者の役割を對象とした部分、すなわち、(三)八九年七月十四日から九二年八月十日まで、(四)八月十日から九五年五月(革命暦三年フレリアル)まで、からなる。以下各節を簡単に紹介しよう。(序言) 従来の革命は研究では、(一)労働者を社会集団(ソシエテ)として、都市や町村の小生産者、貧民の辨と区別しない立場、(ルヴァス